

植物防疫法施行規則の一部改正等についての意見・情報の募集について
(アルゼンチン、イタリア、トルコ、オーストラリア及びチリからの生
果実の輸入解禁品目の追加等について)

平成25年11月9日
農林水産省消費・安全局

この度、「植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案」等について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとします。

記

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

別紙1から6のとおり

2. 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

農林水産省消費・安全局植物防疫課において配布

3. 意見・情報の提出方法

(1) インターネットによる提出

(2) 郵便による提出

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省消費・安全局植物防疫課

(3) ファクシミリによる提出

03-3502-3386

4. 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・電話番号・メールアドレスを、法人は法人名・所在地を明記して下さい。提出いただいた個人情報については、お問合せ内容の確認等の御連絡に使用します。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

5. 意見・情報の提出の締切日

平成25年12月8日（郵便の場合は同日必着）

6. 公示資料

(1) 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案の概要（別紙1）

(2) アルゼンチン産かんきつ類の生果実の品種及び品目の追加の概要（別紙2）

(3) イタリア産スウィートオレンジの生果実の品種追加の概要（別紙3）

(4) トルコ産レモンの生果実の輸入解禁の概要（別紙4）

- (5) オーストラリア産ぶどうの生果実の輸入解禁の概要（別紙 5）
- (6) チリ産さくらんぼの生果実の輸入条件の一部変更の概要（別紙 6）
- (7) アルゼンチン産かんきつ類の生果実の品種について（参考 1）
- (8) イタリア産スウィートオレンジの生果実の品種について（参考 2）
- (9) オーストラリア産ぶどうの生果実の品種について（参考 3）
- (10) チリ産さくらんぼの生果実の品種について（参考 4）
- (11) チュウカイミバエについて（参考 5）
- (12) クインスランドミバエについて（参考 6）
- (13) コドリンガについて（参考 7）

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 現行制度における輸入規制の概要

- (1) 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)第7条第1項においては、何人も、同項に規定する輸入禁止品を輸入してはならないこととされており、この輸入禁止品は、農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるもの(法第7条第1項第1号)等とされている。
- (2) 当該規定を受け、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2においては、輸入禁止の対象とする具体的な地域、植物及び当該輸入禁止の対象とする検疫有害動植物(まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある国内未発生の有害動物等で、農林水産省令で定めるものをいう(法第5条の2第1項)。以下同じ。)を定めている。ただし、同表の付表に掲げるものについては例外的に輸入を認めることとしており、輸入を認める具体的な基準については「農林水産大臣が定める」ととしている。
- (3) アルゼンチン、イタリア、トルコ及びオーストラリアの4ヶ国については、チチュウカイミバエ等の検疫有害動植物が発生している。このため、我が国においては、これらの国から輸出される当該検疫有害動植物の寄主となるみかん科植物やぶどう属植物について、農林水産大臣が定める基準に適合している品目及び品種以外のものの輸入を禁止している(規則別表2並びに同表の付表第39、45及び56)。

2. 改正の趣旨

今般、

- ① アルゼンチンから、スウィートオレンジのうち3品種(サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種)、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実を、
 - ② イタリアから、スウィートオレンジのうち2品種(サンギネロ種及びモロ種)の生果実を、
 - ③ トルコから、レモンの生果実を、
 - ④ オーストラリアから、ぶどうの生果実を、
- それぞれ輸入禁止の例外とするよう要請されたことを受け、各国から提出された情報につき科学的な分析を行ったところ、一定の温度以下で一定の期間低温処理による消毒を行うこと等の措置を講ずることにより、チチュウカイミバエ等の検疫有害動植物の我が国への侵入を防止できることが明らかとなった。

このため、これらの措置を講ずることを条件として、①から④までに掲げる地域の生果実について輸入禁止の例外とすることとし、規則について所要の改正を行うこととする。

なお、輸入禁止の例外の条件とする措置の具体的な内容については、規則別表2の付表における「農林水産大臣が定める基準」として、告示において定めることとする。

3. 改正の内容

- (1) 規則別表2の付表第39に、スウィートオレンジのうち3品種（サルスティアナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種）、エレンデール、クレメンティン、ノバ並びにマーコットを追加する。
- (2) 規則別表2の付表第45に、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジを追加する。
- (3) 規則別表2の付表第56に、レモンを追加する。
- (4) 規則別表2に、付表第59として「オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの」を加えるとともに、規則別表2においてオーストラリアを輸入禁止の対象としているぶどうについて、付表第59に掲げるものを除くこととする。

アルゼンチン産かんきつ類の生果実の品種及び品目の追加の概要

1. 現行制度における輸入規制の概要

- (1) アルゼンチンでは、検疫有害動植物(まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある国内未発生の有害動物等で、農林水産省令で定めるものをいう(植物防疫法(昭和25年法律第151号)第5条の2第1項)。以下同じ。)であるチチュウカイミバエが発生していることから、我が国は、植物防疫法第7条第1項第1号並びに植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)第9条及び別表2の規定に基づき、チチュウカイミバエの寄主植物について、アルゼンチンからの輸入を禁止している。
- (2) かんきつ類の生果実は、原則としてこの輸入禁止の対象であるが、例外的に、グレープフルーツ、バレンシア種のスウィートオレンジ及びレモンの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものについては、輸入を認めているところである(規則別表2及び同表の付表第39)。
- (3) 輸入の条件とする「農林水産大臣が定める基準」としては、チチュウカイミバエを確実に殺虫できると判断できる一定の消毒措置等を、平成15年4月25日農林水産省告示第720号(アルゼンチン産グレープフルーツ、バレンシア種のスウィートオレンジ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)において定めている。

2 改正の趣旨及び内容

- (1) 平成15年12月、アルゼンチンは、かんきつ類のうち、スウィートオレンジ3品種(サルスティアーナ種、ラネラー種及びワシントンヌーブル種)、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実を輸入禁止の例外とするよう我が国に要請した。
- (2) その後、アルゼンチンから提出された情報について、科学的な分析を行ったところ、以下の低温処理条件により、チチュウカイミバエを確実に殺虫できることが明らかとなった。

【低温処理条件】

- ① スウィートオレンジ3品種
生果実の中心部が2.1°Cとなった後、引き続き21日間、その温度以下で消毒
- ② エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコット
生果実の中心部が2.1°Cとなった後、引き続き23日間、その温度以下で消毒
- (3) このことから、スウィートオレンジ3品種、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを輸入禁止の例外とすることとして規則の改正を行うとともに、「農林水産大臣が定める基準」に当該生果実及び低温処理条件を定めることとする。

イタリア産スウィートオレンジの生果実の品種追加の概要

1. 現行制度における輸入規制の概要

- (1) イタリアでは、検疫有害動植物(まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある国内未発生の有害動物等で、農林水産省令で定めるものをいう(植物防疫法(昭和25年法律第151号)第5条の2第1項)。以下同じ。)であるチチュウカイミバエが発生していることから、我が国は、植物防疫法第7条第1項第1号並びに規則第9条及び別表2の規定に基づき、チチュウカイミバエの寄主植物について、イタリアからの輸入を禁止している。
- (2) スウィートオレンジの生果実は原則としてこの輸入禁止の対象であるが、例外的に、タロッコ種のスウィートオレンジの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものについては、輸入を認めているところである(規則別表2及び同表の付表第45)。
- (3) 輸入の条件とする「農林水産大臣が定める基準」としては、チチュウカイミバエを確実に殺虫できると判断できる一定の消毒措置等を、平成17年3月10日農林水産省告示第452号(イタリア共和国産タロッコ種のスウィートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)において定めている。

2 改正の趣旨及び内容

- (1) 平成19年8月、イタリアは、スウィートオレンジ2品種(サンギネロ種及びモロ種)の生果実を輸入禁止の例外とするよう我が国に要請した。
- (2) その後、イタリアから提出された情報について、科学的な分析を行ったところ、これら2品種において、タロッコ種と同じ低温処理条件(生果実の中心部が1.2°Cとなった後引き続き14日間、その温度以下で消毒)でチチュウカイミバエを確実に殺虫できることが明らかとなった。
- (3) このことから、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを輸入禁止の例外とすることとして規則の改正を行うとともに、「農林水産大臣が定める基準」に当該生果実を定めることとする。

トルコ産レモンの生果実の輸入解禁の概要

1. 現行制度における輸入規制の概要

- (1) トルコでは、検疫有害動植物（まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある国内未発生の有害動物等で、農林水産省令で定めるものをいう（植物防疫法（昭和25年法律第151号）第5条の2第1項）。以下同じ。）であるチチュウカイミバエが発生していることから、我が国は、植物防疫法第7条第1項第1号並びに植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第9条及び別表2の規定に基づき、チチュウカイミバエの寄主植物について、トルコからの輸入を禁止している。
- (2) かんきつ類の生果実は原則としてこの輸入禁止の対象であるが、例外的に、グレープフルーツの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものについては、輸入を認めているところである（規則別表2及び同表の付表第7）。
- (3) 輸入の条件とする「農林水産大臣が定める基準」としては、チチュウカイミバエを確実に殺虫できると判断できる一定の消毒措置等を、平成22年農林水産省告示第1317号（トルコ産グレープフルーツの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）において定めている。

2 改正の趣旨及び内容

- (1) 平成17年1月、トルコは、かんきつ類のうち、レモンの生果実を輸入禁止の例外とするよう我が国に要請した。
- (2) その後、トルコから提出された情報について、我が国で科学的な分析を行ったところ、以下の低温処理条件により、チチュウカイミバエを確実に殺虫できることが明らかとなった。

【低温処理条件】

- 生果実の中心部が0.8°Cとなった後、引き続き12日間、その温度以下で消毒
- (3) このことから、レモンの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを輸入禁止の例外とすることとして規則の改正を行うとともに、「農林水産大臣が定める基準」に当該生果実及び低温処理条件を定めることとする。

オーストラリア産ぶどうの生果実の輸入解禁の概要

1. 現行制度における輸入規制の概要

オーストラリアでは、検疫有害動植物（まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある国内未発生の有害動物等で、農林水産省令で定めるものをいう（植物防疫法（昭和25年法律第151号）第5条の2第1項。以下同じ。）であるチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエ（以下「ミバエ類」という。）が発生していることから、我が国は、植物防疫法第7条第1項第1号並びに植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第9条及び別表2の規定に基づき、ミバエ類の寄主植物について、オーストラリアからの輸入を禁止しており、ぶどうの生果実についてもこの輸入禁止の対象である。

2 改正の趣旨及び内容

(1) 平成17年8月、オーストラリアは、以下のぶどうの生果実を輸入禁止の例外とするよう我が国に要請した。

① クリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種であって、次のいずれかの低温処理条件により消毒が行われたもの。

【低温処理条件】

- ・生果実の中心部が1.0°Cとなった後、引き続き16日間、その温度以下で消毒
- ・生果実の中心部が2.0°Cとなった後、引き続き18日間、その温度以下で消毒
- ・生果実の中心部が3.0°Cとなった後、引き続き20日間、その温度以下で消毒

② 全ての品種であって、以下の条件を満たす地域で生産されたもの。

- ・ミバエ類が発生していないこと
- ・ミバエ類の発生の有無を確認するためのトラップ調査、生果実調査を行っていること
- ・オーストラリア内のミバエ類発生地域及びミバエ類発生国からのミバエ類の寄主植物について移入規制を行っていること

(2) (1)の①については、オーストラリアから提出された情報につき科学的な分析を行ったところ、当該低温処理条件により、ミバエ類を確実に殺虫できることが明らかとなった。

(3) (1)の②については、ミバエ類の無発生に関するオーストラリア政府の確認・維持体制が適切であり、当該地域において生産されたぶどうであれば、輸入したとしてもミバエ類が我が国に侵入するおそれはないことが明らかとなつた。

(4) このことから、ぶどうの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合

しているものを輸入禁止の例外とすることとして規則の改正を行うとともに、輸入の条件とする農林水産大臣が定める基準として、ぶどうの生果実について当該地域で生産されたものであること及び3品種のぶどうの生果実について当該低温処理条件による消毒が行われたものであることを定めることとする。

チリ産さくらんぼの生果実の輸入条件の一部変更の概要

1. 現行制度における輸入規制の概要

- (1) 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)第7条第1項においては、何人も、同項に規定する輸入禁止品を輸入してはならないこととされており、この輸入禁止品は、農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるもの(法第7条第1項第1号)等とされている。
- (2) 当該規定を受け、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2においては、輸入禁止の対象とする具体的な地域、植物及び当該輸入禁止の原因となる検疫有害動植物(まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある国内未発生の有害動物等で、農林水産省令で定めるものをいう(法第5条の2第1項)。以下同じ。)を定めている。ただし、同表の付表に掲げるものについては例外的に輸入を認めることとし、輸入を認める具体的な基準については「農林水産大臣が定める」こととしている。
- (3) チリでは、検疫有害動植物であるコドリンガが発生していることから、我が国は、法第7条第1項第1号並びに規則第9条及び別表2の規定に基づき、コドリンガの寄主植物について、チリからの輸入を禁止している。
- (4) さくらんぼの生果実は、原則としてこの輸入禁止の対象であるが、例外的に、農林水産大臣が定める基準に適合しているものについては、輸入を認めているところ(規則別表2及び同表の付表第38)。
- (5) 輸入の条件とする「農林水産大臣が定める基準」としては、コドリンガを確実に殺虫できると判断できる一定の消毒措置等を、平成13年10月31日農林水産省告示第1443号(チリ共和国から発送されるビング種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)において定めている。

2. 改正の趣旨及び内容

- (1) 平成18年8月、チリは、輸入条件について、以下のくん蒸しない方式の導入を我が国に要請した。その後、当該方式について、チリで調査が実施され、その結果について、科学的に分析を行ったところ、当該方式を導入しても、コドリンガが我が国に侵入するおそれはないことが明らかとなった。

【くん蒸しない方式】

- ① コドリンガについてトラップ調査及び生果実調査が行われる区域としてチリ植物防疫機関が指定した生産地(以下「指定生産地」という。)で生産されること。
 - ② トラップ調査の結果、トラップ1個当たりの誘殺虫数が平均で1週間当たり5頭を超えていない指定生産地で生産されたものであること。
 - ③ 輸出前に果実検査が2回(収穫時の生果実調査及び輸出検査)行われ、検査の結果コドリンガの寄生がないことがチリ植物防疫機関に確認されたものであること。
- (2) このことから、「農林水産大臣が定める基準」にさくらんぼの生果実の輸入条件として当該方式を定めることとする。
- (3) なお、当該方式については、既に米国、ニュージーランド及びオーストラリアのタスマニア産のさくらんぼ生果実で導入されている。